

東海村議会報告

2017年12月議会 12月1日から12月20日

第18号 発行 2018年2月11日

東海村議会議員 日本共産党 大名美恵子

【自宅】〒319-1112 東海村村松2401-2 電話/Fax 029(284)0761

E-mail toukai@oona-mieko.info



- ◇戦争法は廃止に
- ◇老朽化の東海第二原発は廃炉に
- ◇日本国憲法を遵守する政治を

【所属】

- ・文教厚生委員会副委員長
- ・一般会計予算決算特別委員会
- ・原子力問題調査特別委員会

改憲発議許すぞの条はそのままで、原発は廃炉の年に

2018年の新しい年を迎えました。安倍首相は、日本を地球の裏でも自由に戦争できる国にするために、安保法制（戦争法）だけでは十分でないとし、日本国憲法9条を変えることをねらい、国会での改憲案発議を進めようと相次いで発言しています。

また、今年11月28日、運転開始から40年を迎える東海第二原発は、新基準に基づく適合性審査の結果が示される見通しとなり、運転を20年延長する許可申請も提出済みです。未来を生きる孫子の時代も、憲法が変わらざりしつかり息づき、戦争に巻き込まれることの無い社会、原発に頼らず安心できる社会にと願ってやみません。本年もみなさまの声を大切に、とりくみを強めてまいります。



【12月議会でおこなった一般質問から】

新学習指導要領への対応は

教育長―教育勅語の活用は考えていません

今回の改訂は、小学校は2020年度から、中学校は21年度からそれぞれ全面実施とされ、2006年の教育基本法改訂で加えられた「愛国心」なども含む「教育の目標」にそって教育を行わせようとするものです。

学習内容が中心であった従来とは大きく変わり、国として子どもたちに身につけさせる「資質・能力」を定め、その「達成」を中心にすえました。そしてそのために授業方法や評価の方法まで細かく規定しています。

しかし、その子どもがどんな「資質・能力」を形成するかは、「どのような人間になるか」という人間性や人格の自由の問題で、子どもを中心に国民自ら考えることです。国家権力が上から「こういう人間になれ」と決めて押し付けるのは、憲法の「個人の尊厳」に反します。

また、授業や評価の方法を規定するのは、学習内容の大まかな基準を示すという指導要領の性格

を逸脱する大問題があります。

大名美恵子議員 国会での質疑では、菅官房長官や当時の松野文科大臣が、「教育勅語」を教材にすることも「否定しない」と述べています。異常な「天皇中心主義」で国民を戦争に駆り立てた「教育勅語」は、絶対に活用すべきではありません。

本村の考え方はどうか。教育長 生命を尊重することや相手の立場にたつて親切にするなどの道徳的な諸価値についての理解をもとに、自己を見つ

村独自に、水田の小規模土地改良事業の創設を

多額の費用、ある程度の集積が必要ため難しい

大名美恵子議員 県の土地改良事業は、1955年に創設され、本村はこの事業により圃場整備が進められています。

圃場の大区画化や農道の整備、用水路、排水路の整備を総合的に実施するとともに農作業をしやすくするように土地の再配置をする換地という手法を取り入

め、物事をいろいろな立場から、いろいろな側面から考え、仲間とその考えを交流し、伝え合うことで、人間の弱さや様々な考え方に気付き、自分はどうすべきかなど、自分自身に問いかけす自己内対話活動がとても大切であると考えます。

当然、その学習過程の中で物事に対する見方・考え方も養われますので、一つの考え方にまとめるような授業展開はないと認識しています。



教育勅語の活用については、本村では考えておりません。

県の事業を活用し、東海あくつ土地改良区や真崎浦土地改良区の水田圃場整備、農道・水路の整備を進めてきました。これらの事業は、採択要件の一つに受益面積があり、20ha以上のまとまりが必要です。

しかし近年県は、受益面積を5ha以上とする「農業基盤促進事業」や、農地中間管理事業の重点実施区域等であれば受益面積を問わない「農地耕作条件改善事業」を創設し、小規模でも圃場整備等に取り組みやすくなっています。

これらは創設されて間もないことから余り知られておらず、本村での活用は進んでいません。今後、土地改良区や水利組合、農業者等へ周知し、事業の活用を推進します。

議員ご提案の村独自の土地改良事業の創設については、小規模でも多額の費用が必要となることや、ある程度の水田が集積していないと作業効率の向上につながらないと思われ、難しいと考えます。

大名美恵子議員 最近県が創設した事業については、いち早く農業者に周知すべきです。

今回要望された農業者が求めているのは5ha以下、3ha位の土地改良です。農事組合法人東海あくつの受託事業の状況から、この規模の事業は必要と思われるか。3ha程についての進め方はどう考えるか。

建設農政部長 5ha以下の圃場は、農地耕作条件改善事業を推進します。これにより畦畔を

除去し区画を拡大したり、暗渠を整備して配水の改善、用水路の更新等を行うことが可能です。

主な要件は、総事業費が200万円以上、受益者が2名以上などです。面積要件はありませんが、農地中間管理事業の重点実施区域等であることが必須条件です。まずは農業委員会と連携し、担い手の土地の集積を支援していきます。

また、事業費の50%は地元負担となりますので、事業規模に応じた事業費の算出を行い、資金確保の目安や補助申請事務や工事の発注、進行管理等の支援を考えています。

大名美恵子議員 農家にとって必要な事業でも、経営が圧迫されたのでは困ります。今村が考えている幾つかの支援に、「農家の経営圧迫を避ける」ための支援を加え、農業振興計画にも位置づけるなど、検討が必要です。



東海村職員の給与に関する条例及び東海村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

反対した理由

- ・一般職の月例給与と特別給、再任用職の期末・勤勉手当の各引き上げ、給与制度の総合的見直し等に係る経過措置の廃止の部分については、職員の士気高揚に繋がり賛成。
- ・同時改定の特別職の期末手当引き上げは、社会情勢により不安定な生活を送る多くの住民に配慮し、自粛・据え置くべき。
- ・特別職に連動した議員の期末手当引き上げも見送るべき。
- ・議案上程は一本化せず、個別にし、審査を分かりやすくすべき。

【反対した議案 その1】

定数削減では議会の民主主義が後退し、村民の少数意見は、村政に反映し難しくなります。多様な村民意見を反映できる議会のために、現状定数(20)は維持することが大切です。

●10月24日の委員会:「意見交換会で定数を減らすという人がいた。見直すとすれば減らすこと」や、越智辰哉議員の「減らしていく方向で考えるべき」との意見等により、減する意義不明瞭なまま減に賛成7、反対2。 ●11月28日の委員会:現状から2削減を決定。

定数と報酬についての議論は、なぜ始まったのか

※定数及び報酬に関する特別委員会に関する本報告は、議事録等に基づき、大名の責任で行うものです。

2016年9月議会に、議員有志により「議員定数及び報酬に関する調査特別委員会」の設置を求める議案が提出される

議案提出者 越智辰哉議員 (新政とうかい、民進党)

議案に賛成者 岡崎 悟議員 (公明党) 村上 孝議員 (豊創会)

【提案理由】

改選前に設置をされていた議会活性化特別委員会において議員定数や議員報酬については十分な議論を行うことができなかったため、改選後、早い段階から議論することが望ましいという最終報告を受け、本村議会における議員定数及び議員報酬のあり方について、幅広く調査すること及び十分な議論を行うため。

【設置の期間】

2016 (平成28) 年9月27日から設置の目的を達成するまで。

【有志議員による議案提出となったのは】

2016年9月20日に開催した議会運営委員会において委員のメンバーで協議し、おおよその議論がまとまったが、最終的に全ての委員からの賛同が得られなかったため。

つまり、改選前の議会に設置されていた議会活性化特別委員会においても、また今期議会においても「定数と報酬の調査は必要ない」という議員がいたことによるものです。

議会最終日(2016年9月27日)に提案され、即日採決、賛成多数で可決、設置された

2016 (平成28) 年9月議会の最終日、上記の内容で特別委員会設置に関する議案が提案され、この日に採決となりました。

【採決の結果】

●設置することに賛成の議員 (敬称略)

鈴木 昇 飛田静幸 村上邦男 大内則夫 越智辰哉
河野健一 武部愼一 吉田充宏 寺門定範 笹嶋士郎
村上 孝 岡崎 悟 植木伸寿 新垣麻依子

○設置することに反対の議員 (敬称略)

江田五六 恵利いつ 阿部功志 清宮壽子 大名美恵子

【委員会は10名の議員で構成】(敬称略)

◎飛田静幸 ○岡崎 悟 鈴木 昇 村上 孝 江田五六
越智辰哉 河野健一 寺門定範 笹嶋士郎 新垣麻依子
◎＝委員長 ○＝副委員長

●設置に賛成する討論を行った議員と内容 (要点のみ)

《2016年10月発行の議会だよりから》

岡崎 悟議員 (公明党)

改選前の議会活性化特別委員会委員長報告で、「特に議員定数や議員報酬については、十分な議論ができなかった。改選後早い段階から議論することが望ましい」と記されている。議会として速やかな議論が必要。

○設置に反対する討論を行った議員と内容 (要点のみ)

《2016年10月議会だより掲載のもの》

阿部功志議員 (豊創会)

議会の改革には不公正なドント方式などから見直すべきだが、設置案は課題に触れず、話し合うべき優先順位を無視している。議会をよりよく変え、住民に広く開こうという意欲が乏しい。何の大義名分も説得力もない。

清宮壽子議員

特別委員会設置の目的が不明確である。農業、商工業従事者、女性、若者の意見が議会に反映され、組織を持たない住民の小さい声が届く議会にしたい。しかし、定数と報酬に特化した特別委の設置は、活性化から逆行している。

江田五六議員 (光風会)

委員会設置趣旨は、定数及び報酬を周辺自治体に学んで議論を深めるとある。近隣自治体には定数を削減し、報酬をアップした市がある。議員定数や報酬は、本村独自の事情・議会活動の状況・世論・社会情勢等をもとに判断すべき。

大名美恵子議員

原子力施設が多数立地する本村議会は、住民の多様な意見反映がなにより重要。これに逆行する定数削減と、報酬引き上げにつながる委員会は必要ない。

委員会では何が調査されたか (1)

2016 (平成28) 年11月14日 第 1 回委員会

⇒ 委員会の進め方

- ・前期議会の議会活性化特別委員会の最終報告書、講師を招いて勉強会を行った際の資料・音源の認識を共有する。
- ・これまでの定数・報酬が変わった経緯を押さえる。
- ・近隣や同規模自治体の定数・報酬の状況を把握する。

2016 (平成28) 年12月13日 第 2 回委員会

⇒ 収集された資料を確認し、委員会の進め方について意見交換。定数を先に決めてから報酬を考えるという意見が有力に。

2017 (平成29) 年2月6日 第 3 回委員会

⇒ 選挙の時に住民の方からみつかれるくらいの勢いで、「定数をなぜ減しないんだ」と言われた。住民の皆さんは定数減に関しては極めてシビアに見ている(岡崎悟委員)という発言が大きなきっかけとなって議論が進められた。議員の活動について知っていただくことも兼ねて、住民との意見交換会を実施することを確認。それぞれの委員が、「自治会連合会」「PTA連絡協議会」「商工会」「青年会」「土地改良区」「ハーモニー東海」など、団体名を出し合う。

2017 (平成29) 年3月22日 第 4 回委員会

⇒ 出された団体全部となると日程的にも大変なので、2つか3つでどうでしょうか(笹嶋士郎委員)、意見交換会のために集まっていたくのではなく、定期的に会議などやっているとこに合わせしていく(越智辰哉委員)、一番早い時期にできるのは商工会(委員長)などの意見により、商工会、PTAとの意見交換会設定を決定。

委員会では何が調査されたか (2)

2017 (平成29) 年5月11日 第 5 回委員会

- ・5月24日に行う商工会(理事)との意見交換会の進め方について協議。司会は議会事務局長。委員長挨拶⇒議会事務局の委員会担当職員から定数と報酬の現状説明⇒その後委員長の仕切りで質疑及び意見交換⇒最後に副委員長により閉会挨拶で終了することを確認。
- ・秋ごろまでに、自治会とハーモニー東海と意見交換会を持つことを確認。

2017 (平成29) 年5月24日 第 6 回委員会

商工会理事の方々との意見交換会

- ・委員長から意見交換会の趣旨として、「定数・報酬の現状については明確な基準や根拠がなく、各議会によってまちまち。これまでの委員会の議論で、村民の皆さんが定数・報酬についてどのようなイメージを持っているかお聞きし、それを今後の参考にしていきたいというわけです」と、述べる。
- ・定数と報酬の現状を事務局職員が説明(詳細は未掲載)。平成20年までは定数22。その後現在まで20。定数変動の背景には、①当時の流れとして全国的に削減の流れがあった ②市町村合併により、近隣自治体でも削減が行なわれていた、と説明。
- ・2016年度実績での議員の活動は、本会議の日数92日。全員協議会12日。常任委員会・特別委員会91日。報酬は、1997年度から変わらず議員36万7,000円で年間577万円。手取り金は約26万円/月前後。、議長43万円、副議長38万8,000円。

商工会理事さん方の主な意見 ※議員の発言は無し

- ・20名は多いと感じていて15名くらいでいいかなと。報酬は、10万円引かれたら生活できない。片手間にサービスとして議員やっているに過ぎないのでは。
- ・那珂市は定数削減して給料(報酬)アップしたが、これはいい。東海村も極端に定数減らさずに、報酬をちょっと上げて給料内で活動できる議員数がいい。
- ・人数は現状維持でいいのかなと思う。人口増を目指すときに減らさなくともよい。報酬は、議員職だけで成り立つ報酬があっても良い。
- ・村予算に対する議員報酬の割合は？
- ・人数的には17人くらいでいいと思う。報酬は定数を減らした分現行報酬に10%くらい合わせたほうがいい。
- ・議員年金制度が廃止された年号も分からない、茨城の最低賃金の痛みが分からない議員では困る。分かることが大切。
- ・土・日曜・夜の議会実施も必要なのでは。
- ・「身を削る改革やっているんだ」位のこと言って、報酬を引き上げてはどうか。

2017 (平成29) 年7月11日 第 8 回委員会

ハーモニー東海18期生の方々との意見交換会 ※議員の発言は、副議長のみ

- ハーモニー東海18期生の皆さんの主な意見
- ・一人づつ意見を述べると言われていないので準備ができていない。定数と報酬について今まで考えたことが無かった。でも議員一人当たりの人口が小さいほど住民の声が届きやすいというのは非常にいい。
- ・人口が微増なら定数は変える必要がないと思う。
- ・議員を増やす増やさないの結論には達しない。
- ・資料だけでは議員一人当たりの人口の他との比較では、減らしてもいいのかなと。仮に減らすなら報酬を増やしてはいいかがか。
- ・これ以上定数を減らすと文化財等手が回らないのでは。

- ・そもそもなぜ定数を減らしたりとか報酬を考えたりとかするのか分からないので、何か教えていただけると嬉しい。
- ・報酬は適正に使っていただければよい。こういう会を開いたというのは定数を減らしたいのかな。減らすと新しい風が入りにくいのでは。
- ・定数は議員一人一人が足りているのかいないのかなど、どう感じているかで決めればよいのでは。報酬は、議会の準備や地域コミュニティへの参加等考えれば少し上げてもいいのでは。
- ・定数も報酬もこのまま維持でいいのかなと思う。
- ・議員さんは一生懸命働いているなど感じる人が多いので、そのままでもいいのかなと思う。議員さん自身どうしたいのか聞きたかったが、ここでは述べないというので結果を見守っていきたい。

2017 (平成29) 年9月29日 第 9 回委員会

自治会連合会との意見交換会

- 自治会連合会の皆さんの主な意見 ※議員の発言は、5人
- ・はじめに自治会連合会会長さんのごあいさつ、出席者自己紹介。
- ・村議会定数の判断基準が必要。議会側の見解を聞かせてほしい。全体の住民が意見反映できる定数を慎重に確保すべき。報酬は全体の予算額を超えない範囲で考えていただきたい。
- ・隔々の意見を広く聞くという中で定数を増員してもいいのではないかと、ただし報酬は上げない。
- ・定数は周辺の状況からみると1名か2名減らしてもいいのかなと。報酬はしっかり頑張ってくださいということでこのままでもいい。
- ・意見が重複するようなら議員さんとの懇談、質疑応答の時間をとってほしい。
- ・議員の活動がわかっていない中で発言するのは不謹慎と思う。将来の議員の活動はどうあるべきかお示しいただきたい。
- ・東海村は他と違った行政課題があり議員の責務も違ってくる。報酬も村職特別職と比較しても性質上合わないと考える。
- ・予算的に今のサービスを落とさない程度なら現状維持で。仕事のやり方や中身は少し見直していくことが必要かなと。
- ・今までの流れについて議会はもっと村民にPRしてほしい。
- ・政務調査費の実態を聞かせてほしい。
- ・議員数が減ると特定議員の意見により村民が不利益になるのでは。

- 住民の意見聴取は3団体39名のみ。意見は、「分からない」も含めさまざま。「削減」を決めるには、無理があります。
- ・委員会の設置目的「幅広く調査すること及び十分な議論を行うため」は、これでなされたと言えるか＝言えないでしょう。
- ・委員会設置を提案した越智議員の意見は、「費用対効果の観点で減らすべき」だが、議員の役割を経費としてみていいのか、むしろ多様な民意を守るため定数は維持し、報酬の引き下げなどの検討をすべきです。

【参考】

- ・地方自治法による法定定数＝①東海村は上限26。②この範囲内で条例で定める。但し、2011年の法改正で、①の記述は削除され、②のみの規定となった。
- ・村は1956年2月から2008年1月まで、村条例で定数22。2007年3月議会で20とすることを決定し、2008年2月からの議会以後現在まで定数20。

【政務活動費】

2016年度東海村決算審査で、監査委員から議会の政務活動費の報告の仕方について「もっと分かりやすく」との指摘を受けました。大名から各会派に文書により「話し合いを持つこと」を申し入れし、受理されました。

【12月議会でおこなった一般質問から】

原電が行った6首長懇への回答内容 および回答への見解を問う

原電と6市村（東海・日立・ひたちなか・常陸太田・那珂・水戸）首長懇談会が進める安全協定の見直しに、多くの住民が注目しています。そうした中、12月7日の県議会一般質問で、東海村選出の県議が行った発言に、「本当に県民の立場の県議なのか」と、怒りの声が上がりました。

村長の住民の立場での対応がますます重要になっています。

6市村はこれに意見を述べ、原電は誠意ある回答を行う。

同時に新安全協定案では、東海第二原発の再稼働や延長運転に際し、「実質的に事前了解が担保される」とされました。

これら見直し案は、まだ成案ではないが、当日のやり取りから5市の首長さんは、「権限が確保された」と受け止め、一定の理解が得られたものと感じています。

大名美恵子議員 新規制基準における防潮堤やフィルターベント装置などは、現行協定第5条の対象になっていないがどう考えるか。

また、使用済み燃料の貯蔵施設の能力も審査対象ではないが安全協定の見直しにおける取り扱いはどうなっているか、さらに保管量及び残余保管能力についてお聞きします。

大名美恵子議員は、原電が原子力所在地域首長懇談会に対し、11月22日に行なった安全協定の見直しに関する回答の内容とその見解を質しました。

村長 原電の回答は、3月24日の回答をベースに一步踏み込んだもので、まず現行の安全協定の見直しでは、原電が6市村首長懇談会に事前説明を行い、

本年3月24日、原電から6首長懇談会に使用済み燃料の貯蔵施設を安全協定上の原子力施設に加えるという提案があり、その新增設に際しては、6市村が説明を受け、原電に対し意見を述べることでできるとされています。これが成案に至れば、使用済み燃料の保管に際しても自治体側の関与が一層強化されることとなります。

住民の立場で審査し、賛成できなかった 議案からご報告

東海村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

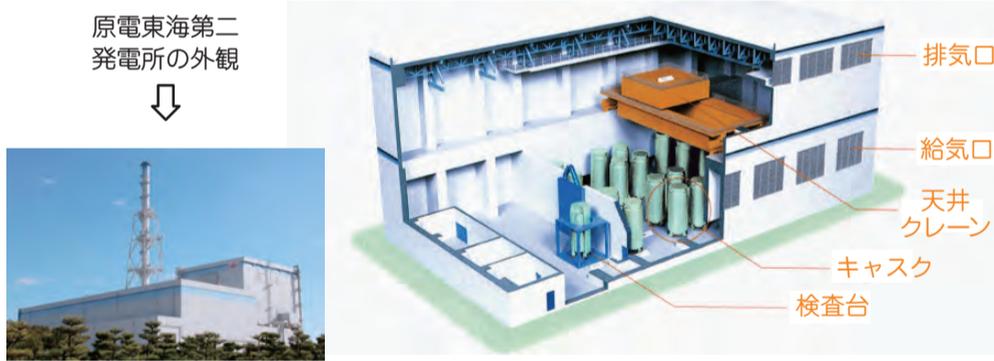
「医療福祉費の支給等に関する事務のみ」の利用とされていたものを、申告相談会業務及び就学援助費支給等に関する事務でも利用できるようにする条例改定には反対。

番号制度は、1つの番号で一人ひとりの個人情報結びつけて活用することにより、個人情報報が容易に名寄せ、集積されることであり、一たび流出、悪用されたりすれば、甚大なプライバシー

東海第二原発の使用済み燃料

燃料プール内	1,250体
乾式貯蔵施設内	915体
合計	2,165体

・プール内にはこの他、新燃料、運転停止のため取り出された燃料も入っている。
・乾式貯蔵は、プール内で7年の冷却期間を経、現在15基に分けて保管。
1基あたり61体収納。原電の計画では、これを24基まで製造する



原電東海第二
発電所の外観



を8㎡/月とした場合、従来より95円引き上げて、1305円/月となることは認められない。「いのちの水」である水道は、料金の値上げは生活を直撃し、村内経済に打撃を与えることとなります。

平成29年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

●国保の県域化にかかる事務システム改修費用(全額国負担)は認められません。

国保の危機は、国庫負担を半減させたことが原因であり、この解決を抜きに広域化しても財政や制度の改善にはつながりません。

保険税軽減のための一般財源繰り入れは、解消の方向が求められ、税引き上げ、収納率向上などが強化されます。

被保険者の医療からの遠のきが心配です。

全23議案のうち、反対は8議案



小・中学校普通教室への エアコン設置について

村教育委員会では、児童生徒の教育環境整備の一環として、普通教室にエアコンを設置して、特に夏場の猛暑への対応を図る方向を持ちました。

設置の仕方として現在考えているのは、エアコンを村が買い取って設置するのではなく、リースの方法です。

しかし、関東近辺でリースの取り扱いをしている業者が無さそうだとも言っています。

こうした中ですが、設置に向けたスケジュールとしては、2019年度に設置のための設計委託を予定しているとのこと。これは、校舎がエアコン設置を想定した造りになっていないためです。

また、設置工事自体は、夏休み中など、児童生徒が学校に登校していない期間になるこのことです。

少しでも早い時期に、また村内業者による設置となれば望ましいと考えますが、引き続き支援をしてまいります。

安倍9条改憲NO! 戦争参加止めよう

安倍政権は集団的自衛権の行使容認で先制攻撃を可能にしました。自衛隊を9条に書き込めば戦争に参加させることができるようになってしまいます。これを止められるのは、国民の力です。「9条改憲 NO! 3000万署名」を集めきることがカギです。力を合わせましょう。

核兵器の非人道性を一番知っている日本政府が、「核兵器禁止条約」に反対しています。憲法9条を生かし条約に賛成する政府をごいっしょにつくりましょう。

